

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく  
石川地方生活環境施設組合特定事業主行動計画

平成28年 3月11日  
石川地方生活環境施設組合管理者

石川地方生活環境施設組合特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍法」という。）第15条に基づき、石川地方生活環境施設組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

## I 総論

### 1. 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策及び女性活躍推進に計画的かつ着実に取り組むため、本行動計画を策定する。

### 2. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

### 3. 計画の推進体制等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況等の点検・評価等を定期的に行うこととする。

## II 具体的な内容

### 1. 職員の勤務環境に関するもの

#### (1) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減に向け、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。

目標：平成31年度までに、職員の平均超過勤務時間を、平成26年度の実績（月12.8時間）から2割以上縮減し、月10時間以下にする。

#### (2) 休暇の取得の促進

年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。

目標：平成31年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成26年度の実績（常勤68.6%、嘱託54.2%）よりそれぞれ引き上げ、70%以上にする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に関するもの

#### (1) 子どもの出生時における父親の休暇等の取得の促進

出産を控えているすべての男女に対し、管理職員又は人事担当者から、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。

目標：制度が利用可能な男性職員の育児休業の取得率を30%以上にする。